

# 農業経済課

## 【主な所掌事務】

<p>(調整・六次産業化チーム)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・課内の調整・企画</li><li>・6次産業化の推進</li><li>・女性起業者の育成</li><li>・地産地消の推進</li><li>・卸売市場の指導</li></ul>	<p>(金融・団体指導チーム)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各種農林水産制度資金</li><li>・農業・漁業信用基金協会</li><li>・農協・漁協等の指導</li><li>・農業共済組合の指導</li><li>・農事組合法人の指導</li></ul>	<p>(団体検査チーム)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農協、漁協、森林組合、農業共済組合の業務・会計の検査</li></ul>
--	---	--



事業名	6次産業化総合支援プラン推進事業		担当	調整・6次産業化チーム	
事業年度	令和8～	事業主体	県、農林漁業者、農林漁業者団体等		
事業目的	農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化の取組を総合的に支援し、農林漁業者の所得向上を図る。		当初予算額	124,257千円	
実施内容	1 6次産業化事業体育成・強化事業 6次産業化の推進母体である「秋田県6次産業化推進協議会」を核として、情報共有による相互連携を図るとともに、相談窓口となるサポートセンターを設置し、専門家（プランナー）の派遣による支援活動を展開する。 (1) 秋田県6次産業化推進協議会の開催 各団体の取組状況の共有、課題解決に向けた情報交換 (2) 6次産業化サポート事業 6次産業化サポートセンターの設置、専門家（地域プランナー）派遣による経営改善支援等	9,488千円（◎9,388千円、○100千円）	財源内訳	国庫	117,319千円
				一般	6,938千円
実施内容	2 商品開発・販売力強化促進事業 物価高騰に直面する農林漁業者の所得向上を図るため、地域の農林水産物の特色を活かした魅力的な商品の開発や販路開拓等の取組を支援する。 (1) 商品力・販売力強化促進事業 専門家によるアドバイス（伴走支援）、研修会・情報交換会の開催、農産加工セミナー、女性起業研修等 (2) 商品力・販売力強化支援事業 ①対象者 農業者、JA等 ②助成対象 新商品開発や販路開拓に要する経費 ③補助率 1/2以内（上限1,000千円） ④事業区分 重点分野タイプ（品目：米、しいたけ、さつまいも 分野：一次加工） 異業種連携タイプ（農林漁業者と食品加工業者等による連携体の取組を支援）	13,136千円（◎10,000千円、○3,136千円）	財源内訳	国庫	
				一般	
実施内容	3 6次産業化施設整備緊急支援事業 物価高騰に直面する農林漁業者の収益基盤を強化するため、農林水産物の加工・販売等に要する機械・施設の整備を支援する。 (1) 対象者 認定農業者、認定就農者、農業者等が組織する団体、JA等 (2) 助成対象 農林水産物の加工・販売等に要する機械・施設・付帯設備 (3) 事業区分 一般タイプ 補助率：1/3以内（上限10,000千円） 重点タイプ※ 補助率：1/3以内（上限20,000千円） 省エネ・省力化タイプ 補助率：1/3以内（上限10,000千円） ※品目：米、しいたけ、さつまいも 分野：一次加工	94,931千円（◎94,931千円）	財源内訳	国庫	
				一般	
実施内容	4 ふるさと秋田の地産地消推進事業 地産地消を推進するため、6次産業化商品等を広く周知するイベントを開催するほか、魅力ある直売所づくりや、学校給食における地場産農産物の利用拡大に向けた取組等を支援する。 (1) 6次化商品、地産品及びエシカル消費周知イベントの開催 企画・運営業務委託 6,000千円（企画提案競技） (2) 学校給食における地場産農産物の利用拡大※ 協議会の設立と需給連携の仕組みづくりに向けた調査・検討 モデル地区（男鹿市）での検討会等の実施 ※教育庁保健体育課と連携して実施 (3) あきたの直売所ステップアップ応援事業 集客力や客単価を向上させるノウハウの習得に向けた研修会の開催 こまちチャンネルを活用した直売所の魅力発信	6,702千円（◎3,000千円、○3,702千円）	財源内訳	国庫	
				一般	

事業名	青果物・花き価格安定対策事業			担 当	調整・六次産業化チーム	
事業年度	昭和48～	事業主体	(公社) 秋田県青果物基金協会、(独) 農畜産業振興機構	当初予算額	15,339 千円	
事業目的	青果物や花きの生産振興と消費者への安定的な供給を図るため、国・県・生産者等の負担金を財源とする基金を造成し、価格が一定水準以下に下落した場合に生産者に価格差補給金の交付を行う。			財 源	一 般	15,339 千円
				内 訳		
実施内容	1 特定野菜価格安定事業			4,123千円 (⊖4,123千円)		
	(1) 事業内容 指定野菜以外の特定野菜(すいか、生しいたけ、えだまめ等)の価格が低落した場合に生産者へ補給金を交付する。					
	(2) 事業主体 (公社) 秋田県青果物基金協会 (3) 造成負担割合 国1/3、県1/3、生産者1/3					
実施内容	2 秋田県園芸作物価格補償事業			11,167千円 (⊖11,167千円)		
	(1) 事業内容 野菜(キャベツ、ねぎ等)・花き(輪菊、小菊等)の27品目の価格が低落した場合に生産者へ補給金を交付する。					
	(2) 事業主体 (公社) 秋田県青果物基金協会 (3) 造成負担割合 県4/10以内、市町村・全農・JA各1/10、生産者3/10					
実施内容	3 指導事務費			49千円 (⊖49千円)		

事業名	農業近代化資金等対策事業			担 当	金融・団体指導チーム																				
事業年度	昭和36～	事業主体	県	当初予算額	160,319 千円																				
事業目的	農業者に対し民間融資機関が融資する長期かつ低利の資金の円滑な融通を図り、農業経営の近代化に資するため、利子補給等を行う。			財 源	一 般	160,319 千円																			
				内 訳																					
実施内容	1 農業近代化資金利子補給費補助金			136,233千円 (⊖136,233千円)																					
	[利子補給率]																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金種類</th> <th rowspan="2">基準金利 (%)</th> <th colspan="3">利子補給率(%)</th> <th rowspan="2">貸付利率 (%)</th> </tr> <tr> <th>国(長期協会)</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人施設</td> <td>4.35</td> <td>—</td> <td>1.25</td> <td>—</td> <td>3.10</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設</td> <td>3.50</td> <td>—</td> <td>0.40</td> <td>—</td> <td>3.10</td> </tr> </tbody> </table>			資金種類	基準金利 (%)	利子補給率(%)			貸付利率 (%)	国(長期協会)	県	市町村	個人施設	4.35	—	1.25	—	3.10	共同利用施設	3.50	—	0.40	—	3.10	
資金種類	基準金利 (%)	利子補給率(%)				貸付利率 (%)																			
		国(長期協会)	県	市町村																					
個人施設	4.35	—	1.25	—	3.10																				
共同利用施設	3.50	—	0.40	—	3.10																				
※利率は令和8年6月18日現在																									
※令和8年度新規融資枠 36.4億円																									
債務負担行為限度額 442,947千円(令和9～28年度)																									
※目標地区に位置づけられる等の要件を満たす者は(公財)農林水産長期金融協会からの利子助成あり。																									
実施内容	2 特別準備金補助金(農業近代化資金分)			24,062千円 (⊖24,062千円)																					
	保証責任準備金 18,914千円(a)																								
	求償権償却引当金見合分 17,178千円(b) (a+b)×2/3(補助率)=24,062千円																								
実施内容	3 指導事務費			24千円 (⊖24千円)																					

事業名	農業経営負担軽減対策事業			担当	金融・団体指導チーム	
事業年度	平成7～	事業主体	県	当初予算額	1,465千円	
事業目的	農業経営の改善を図ろうとする農業者の既往負債の負担を軽減するため、農協等が融資する農業経営負担軽減支援資金の利子補給等を行う。			財源内訳	一般	1,465千円
実施内容	1 利子補給費補助金（県定額）			1,349千円（◎1349千円）		
	2 特別準備金補助金 （保証責任準備金見合分 30,000千円－償還見込額5,400千円）×6/1,000×2/3（補助率）			99千円（◎99千円）		
	3 指導事務費			12千円（◎12千円）		
	4 再チャレンジ事業による特別利子補給費補助金 秋田県農業再生委員会の認定に基づき借り換えした農業経営負担軽減支援資金に特別利子補給を行う。 （再チャレンジ事業実施期間 H21～23）			5千円（◎5千円）		
	（1）利子補給先 農業協同組合 （2）利子補給率 0.20%～0.70%（借入者負担利率が1.0%となるように特別利子補給） （3）期首残高 1,266千円					
参考	<p>農業経営負担軽減支援資金の概要（令和8年6月18日現在）</p> <p>（1）原資 農協系統原資（基準金利 4.35%）</p> <p>（2）貸付利率 3.10%（利子補給率 1.25%）</p> <p>（3）借換対象 営農負債（貸付金利が5%を超える制度資金も含む）</p> <p>（4）令和8年度新規融資枠 3,000万円</p> <p>※債務負担行為限度額 2,955千円（令和9～23年度）</p> <p>※（公財）農林水産長期金融協会から、県の利子補給費の1/10が補助される。</p> <p>ただし、平成23年1月以降の新規交付決定分は利子助成の対象外。</p>					

事業名	農業経営改善促進資金預託金貸付事業			担当	金融・団体指導チーム	
事業年度	平成6～	事業主体	県	当初予算額	176,500千円	
事業目的	経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、計画に即して規模拡大その他の経営展開に必要な短期低利の運転資金を農協系統資金等から融通するための原資を、秋田県農業信用基金協会に無利子で貸し付ける。 （通称：スーパーS資金）			財源内訳	諸収入	176,500千円
実施内容	1 農業経営改善促進資金預託金貸付金 国及び県の原資を農業信用基金協会へ貸し付け、協会が自らの借入分と合わせて融資機関（農協、銀行等）へ預託し、融資機関は3倍協調して農業者へ貸し付ける。					
	（1）貸付利率 2.15%（令和8年6月18日現在）					
	（2）貸付対象者 認定農業者					
	（3）償還期間 経営改善計画期間中、最大5年 （家畜の飼養、永年性植物の栽培等、生産に1年以上を要する場合は、最大8年）					
	（4）貸付限度額 個人500万円、法人2,000万円 （畜産経営又は施設園芸経営を営む場合は各々の4倍）					
	（5）貸付方式 極度額方式による当座貸越、手形貸付又は証書貸付。					
	（6）資金使途 農業経営改善計画等の達成のために必要な運転資金。ただし、既往借入金の借換え（当該資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切り替えを除く）は含まない。					
	（7）県預託額 89,600千円 農業信用基金協会の預託額 179,200千円（自己借入分89,600千円、県89,600千円） （融資機関は、農業信用基金協会からの預託金の3倍協調で融資する。）					
	（8）貸付目標額 537,600千円					

事業名	就農支援資金貸付事業等特別会計（農業改良資金）			担当	金融・団体指導チーム	
事業年度	昭和31～	事業主体	県	当初予算額	6,911 千円	
事業目的	既貸付金（県貸付分）に係る償還及び過去に貸付財源として得た分の国への納付、県一般会計への繰戻し等に関する事務を行う。（平成22年10月1日より農業改良資金の貸付主体が日本政策金融公庫へ移管）			財源内訳	繰越金	6,911 千円
実施内容	1 償還金			155千円（◎155千円）		
	内訳）国 納 付 金 103千円 県一般会計繰出金 52千円					
	2 指導事務費			9千円（◎9千円）		
3 予備費			6,747千円（◎6,747千円）			

事業名	就農支援資金貸付事業等特別会計（就農支援資金）			担当	金融・団体指導チーム	
事業年度	平成7～	事業主体	県	当初予算額	38,013 千円	
事業目的	既貸付金（県貸付分）に係る償還及び過去に貸付財源として得た分の国への償還、県一般会計への繰戻し等に関する事務を行う。（平成26年4月1日より青年等就農資金（公庫資金）が創設されたことに伴い、就農支援資金の根拠法が廃止）			財源内訳	繰入金	61 千円
					繰越金	37,640 千円
					諸収入	312 千円
実施内容	1 償還金			7,845千円（◎7,845千円）		
	内訳）国 償 還 金 5,228千円 県一般会計繰出金 2,617千円					
	2 指導事務費			2千円（◎2千円）		
	3 特別準備金補助金			59千円（◎59千円）		
4 予備費			30,107千円（◎29,795千円、◎312千円）			

事業名	農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業			担当	金融・団体指導チーム	
事業年度	平成25～	事業主体	県	当初予算額	265,174千円	
事業目的	農業・漁業を経営する法人等の経営の維持・安定を支援するため、金融機関に県原資を預託し、長期運転資金を低利で融通する。			財源	諸収入	264,374千円
				内	一般	800千円
				訳		
実施内容	1 預託金貸付金			214,128千円 (◎214,128千円)		
	県原資を融資機関へ無利子で預託し、これを融資機関は3倍協調して農業者・漁業者へ貸し付ける。					
	(1) 融資機関 7農協、県漁協、秋田銀行、北都銀行					
	(2) 融資枠 643,128千円 (既貸付見込分 453,128千円 + 新規貸付分 190,000千円)					
	(3) 貸付対象者 (農業) 認定農業者及び経営開始後5年以内の認定就農者 (漁業) 漁業所得が総所得の過半を占める漁業者及び経営開始後5年以内の漁業者					
	(4) 貸付限度額 個人500万円、法人2,500万円					
	(5) 資金使途 当年又は翌年の経営に必要な運転資金 (但し、既往負債の償還又は借り換えは除く)					
	(6) 貸付利率 2.10% (令和8年4月1日～令和9年3月31日)					
	(7) 償還期限 10年以内 (うち据置3年以内)					
	(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資 (3倍協調融資)					
(9) 債務保証への損失補償 (新規貸付分債務負担額 1,900千円) 秋田県農業信用基金協会又は全国漁業信用基金協会秋田支所が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合、県がその損失の一部を補償						
2 預託金貸付金 (平成29年降ひょう被害分)			3,058千円 (◎3,058千円)			
降ひょう被害の特例措置分として、県原資を無利子で金融機関へ預託する (新規貸付は平成29年度で終了)。						
(1) 融資機関 こまち農業協同組合						
(2) 貸付残高 9,174千円						
(3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者 (農業法人、集落営農組織を含む)						
(4) 貸付限度額 原則500万円 (特別な事由がある場合は被害額が限度)						
(5) 資金使途 災害に直接起因する農業経営の維持に必要な経費 (既往負債の借換・償還に係るものを除く)						
(6) 貸付利率 無利子						
		貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
		1.00%	1.00%	県	市町村	
				0.50%	0.25%	
				融資機関		
				0.25%		
(7) 償還期間 10年以内 (うち据置3年以内)						
(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資 (3倍協調融資)						
(9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償						
(10) 貸付実績 52件、102,057千円 (融資枠3億円)						
3 利子補給金 (平成29年降ひょう被害分)			50千円 (◎50千円)			
降ひょう被害の特例措置として、被災者の償還負担の軽減を図るため、金融機関への利子補給を実施する。 ※利子補給率 1.00% (県1/2、市町村1/4、金融機関1/4)						
4 預託金貸付金 (平成29年豪雨災害分)			7,503千円 (◎7,503千円)			
平成29年7月16日及び7月22日～23日に発生した豪雨並びに8月24日～25日の大雨による災害への特例措置分として、県原資を無利子で金融機関へ預託する (新規貸付は平成29年度で終了)。						
(1) 融資機関 秋田なまはげ農業協同組合、あきた湖東農業協同組合、秋田おぼこ農業協同組合、秋田銀行						
(2) 貸付残高 22,613千円						
(3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者 (農業法人、集落営農組織を含む)						
(4) 貸付限度額 原則 個人500万円、法人2,500万円 (特別な事由がある場合は被害額が限度)						
(5) 資金使途 災害に直接起因する農業経営の維持に必要な経費 (既往負債の借換・償還に係るものを除く)						
(6) 貸付利率 無利子						
		貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
		1.00%	1.00%	県	市町村	
				0.50%	0.25%	
				融資機関		
				0.25%		
(7) 償還期間 10年以内 (うち据置3年以内)						
(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資 (3倍協調融資)						

(9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償

(10) 貸付実績 57件、193,680千円（融資枠6億円）

5 利子補給金（平成29年豪雨災害分） 110千円（◎110千円）  
平成29年7月16日及び7月22日～23日に発生した豪雨並びに8月24日～25日の大雨による災害への特例措置分として、被災者の償還負担の軽減を図るため、金融機関への利子補給を実施する。  
※利子補給率 1.00%（県1/2、市町村1/4、金融機関1/4）

6 預託金貸付金（令和3年豪雪災害分） 21,542千円（◎21,542千円）  
令和3年豪雪災害（令和2年12月14日～）による被害への特例措置分として、県原資を無利子で金融機関へ預託する（新規貸付は令和3年度で終了）。

(1) 融資機関 秋田おぼこ農業協同組合、秋田ふるさと農業協同組合、こまち農業協同組合、秋田銀行

(2) 貸付残高 64,765千円

(3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者（農業法人、集落営農組織を含む）

(4) 貸付限度額 原則 個人500万円、法人2,500万円

(5) 資金使途 災害に直接起因する農業経営の維持に必要な経費（既往負債の借換・償還に係るものを除く）

(6) 貸付利率 無利子

貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
		県	市町村	融資機関
1.02%	1.02%	0.51%	0.255%	0.255%

(7) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）

(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）

(9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償

(10) 貸付実績 27件、140,304千円（融資枠3億円）

7 利子補給金（令和3年豪雪災害分） 330千円（◎330千円）  
令和3年豪雪災害（令和2年12月14日～）による被害への特例措置分として、被災者の償還負担の軽減を図るため、金融機関への利子補給を実施する。  
※利子補給率 1.02%（県1/2、市町村1/4、金融機関1/4）

8 預託金貸付金（令和4年豪雨災害分） 12,340千円（◎12,340千円）  
令和4年豪雨災害（令和4年8月3日～）による被害への特例措置分として、県原資を無利子で金融機関へ預託する（新規貸付は令和4年度で終了）。

(1) 融資機関 あきた北農業協同組合、秋田やまもと農業協同組合、あきた湖東農業協同組合

(2) 貸付残高 37,024千円

(3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者（農業法人、集落営農組織を含む）

(4) 貸付限度額 原則 個人500万円、法人2,500万円

(5) 資金使途 災害に直接起因する農業経営の維持に必要な経費（既往負債の借換・償還に係るものを除く）

(6) 貸付利率 無利子

貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
		県	市町村	融資機関
1.05%	1.05%	0.525%	0.2625%	0.2625%

(7) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）

(8) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）

(9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償

(10) 貸付実績 15件、56,970千円（融資枠3億円）

9 利子補給金（令和4年豪雨災害分） 200千円（◎200千円）  
令和4年豪雨災害（令和4年8月3日～）による被害への特例措置分として、被災者の償還負担の軽減を図るため、金融機関への利子補給を実施する。  
※利子補給率 1.05%（県1/2、市町村1/4、金融機関1/4）

10 預託金貸付金（令和5年大雨災害分）

5,803千円（㊦5,803千円）

令和5年大雨災害（令和5年7月14日～）並びに夏期の高温障害による被害への特例措置分として、県の原資を無利子で金融機関へ預託する（新規貸付は令和5年度で終了）。

- (1) 融資機関 あきた北農業協同組合、秋田おばこ農業協同組合、秋田ふるさと農業協同組合、こまち農業協同組合
- (2) 貸付残高 17,412千円
- (3) 貸付対象者 市町村長が災害認定した農業者（農業法人、集落営農組織を含む）
- (4) 貸付限度額 原則 個人500万円、法人2,500万円
- (5) 資金用途 災害に直接起因する農業経営の維持に必要な経費（既往負債の借換・償還に係るものを除く）
- (6) 貸付利率 無利子

貸付利率 (通常)	利子補給率	負担区分		
		県	市町村	融資機関
1.21%	1.21%	0.605%	0.3025%	0.3025%

- (7) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）
- (8) 融資方式 県と融資機関との協調融資（3倍協調融資）
- (9) 債務保証への損失補償 秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合に県がその損失の一部を補償
- (10) 貸付実績 7件、20,570千円（融資枠6億円）

11 利子補給金（令和5年大雨災害分）

110千円（㊵110千円）

令和5年大雨災害（令和5年7月14日～）並びに夏期の高温障害による被害への特例措置分として、被災者の償還負担の軽減を図るため、金融機関への利子補給を実施する。

※利子補給率 1.21%（県1/2、市町村1/4、金融機関1/4）

事業名	林業・木材産業改善資金貸付事業（特別会計）			担当	金融・団体指導チーム						
事業年度	昭和51～	事業主体	県	当初予算額	266,044千円						
事業目的	林業・木材産業経営の改善又は労働災害の防止、後継者の養成確保等を図るため、林業及び木材産業関係者に対して無利子の資金を融資する。			財源	繰入金	817千円					
				内訳	繰越金	253,797千円					
					諸収入	11,430千円					
実施内容	1 林業・木材産業改善資金			41,835千円（㊦41,835千円）							
	(1) 貸付利率 無利子										
	(2) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）										
	(3) 貸付限度額 個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円 （ただし、木材製造業、木材卸売業、木材市場業に係る事業を実施する場合1億円）										
	(4) 貸付枠 41,835千円										
(5) 貸付対象者 林業及び木材産業関係者（個人、会社、団体）											
2 林業・木材産業改善資金取扱事務費			817千円（㊵817千円）								
(1) 資金取扱事務費及び委託費											
3 予備費			223,392千円（㊦211,962千円、㊵11,430千円）								
(参考) 貸付実績			(単位：件、千円)								
年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
貸付件数	2	3	3	3	3	1	0	1	1	1	0
貸付金額	13,000	52,170	89,000	35,800	70,100	29,000	0	26,300	20,900	14,187	0

事業名	木材産業等高度化推進事業			担当	金融・団体指導チーム																												
事業年度	昭和54～	事業主体	県	当初予算額	619,500 千円																												
事業目的	森林組合、木材関係協同組合等に木材の生産、流通、加工に要する資金の一部を融資し、木材産業の振興を図る。			財源内訳	諸収入	619,500 千円																											
実施内容	1 木材産業等高度化推進資金貸付金 <span style="float:right">413,000千円 (◎413,000千円)</span>																																
	<p>県が木材産業等高度化推進資金の原資として金融機関にその原資を預託し、金融機関が融資を行う。</p> <p>(1) 預託金融機関 農林中金、秋田銀行、北都銀行、秋田県信用組合</p> <p>(2) 融 資 枠 9.27億円</p> <p>(3) 貸付利率の上限 運転資金(短期) 1.95～2.25 %</p> <p>(4) 貸付対象者 森林組合、同連合会、木材関係協同組合、同連合会、数人共同体及びその他知事が認める事業体で合理化計画の認定を受けた者又は林業経営を営む者で林業経営改善計画の認定を受けた者</p> <p>(5) 償 還 期 間 1年以内</p>																																
実施内容	2 農林漁業信用基金償還金 <span style="float:right">206,500千円 (◎206,500千円)</span>																																
	<p>県が木材産業等高度化推進資金の原資として預託する額のうち、農林漁業信用基金からの借入額。</p>																																
<pre> graph LR     A[国] -- "出資・利子補給" --&gt; B[農林漁業信用基金]     B -- "預託原資借入" --&gt; C[県]     C -- "貸付原資預託金" --&gt; D[金融機関]     D -- "貸付" --&gt; E[借受者]     B -.- "債務保証" -.- C   </pre>																																	
<p>(参考) 木材産業等高度化推進資金貸付実績 ※令和8年3月末 <span style="float:right">(単位：百万円)</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付金額</td> <td>2,019</td> <td>1,347</td> <td>1,341</td> <td>1,004</td> <td>906</td> <td>792</td> <td>1,015</td> <td>990</td> <td>532</td> <td>545</td> <td>415</td> <td>204</td> <td>203</td> </tr> </tbody> </table>						年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	貸付金額	2,019	1,347	1,341	1,004	906	792	1,015	990	532	545	415	204	203
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7																				
貸付金額	2,019	1,347	1,341	1,004	906	792	1,015	990	532	545	415	204	203																				

事業名	水産金融対策事業			担当	金融・団体指導チーム	
事業年度	昭和44～	事業主体	県	当初予算額	3,438千円	
事業目的	漁業者等に対し系統金融機関が行う長期低利設備資金等の融通の円滑化や固定化債務の整理による漁業経営の安定を図るため、県が利子補給を行い、漁業者等の資本整備（漁船の更新等）の高度化による漁業経営の近代化や維持・安定を支援する。			財源	一般	3,438千円
				内		
				訳		
実施内容	1 漁業近代化資金利子補給金（S44～）			2,951千円（◎2,951千円）		
	(1) 利子補給金 2,951千円 (2) 利子補給先 秋田県漁業協同組合、農林中央金庫秋田支店 (3) 償還期限 20年以内 (4) 利子補給率 漁業者向け 1.25%（貸付利率は3.10%） 令和8年6月18日現在 漁協向け 0.40%（貸付利率は3.10%） 令和8年6月18日現在 (5) 令和8年度融資枠 1.1億円 (6) 債務負担行為限度額 9,547千円（R9～28）					
	2 漁業経営維持安定資金利子補給金（S51～）			311千円（◎311千円）		
実施内容	(1) 利子補給金 311千円 (2) 利子補給先 秋田県漁業協同組合 (3) 償還期限 15年以内 (4) 利子補給率 1.25%（貸付利率は3.10%） 令和8年6月18日現在 (5) 令和8年度融資枠 1,000万円 (6) 債務負担行為限度額 1,035千円（R9～23）					
	3 沿岸漁業改善資金特別会計繰出金			176千円（◎176千円）		
	一般会計繰出金（特別会計の指導旅費・事務費、事務委託料等） (1) 委託先 農林中央金庫秋田支店 (2) 委託の内容 沿岸漁業改善資金の貸付及び償還等の事務 (3) 委託費の積算 ①当該年度内の貸付金累計額の1% ②当該年度内償還金累計額の0.5% ③これらの算出額に対する消費税 委託費＝①～③の合計額					

事業名	沿岸漁業改善資金（特別会計）			担当	金融・団体指導チーム	
事業年度	昭和54～	事業主体	県	当初予算額	174,809千円	
事業目的	沿岸漁業者等の経営改善に資するため、経営等改善資金や生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金など、必要な資金を県が無利子で融資する。			財源	繰入金	176千円
				内	繰越金	172,775千円
				訳	諸収入	1,858千円
実施内容	1 貸付金			15,000千円（◎15,000千円）		
	(1) 経営等改善資金 ①貸付金額 9,000千円 ②貸付内容例 ア 操船作業省力化機器等の導入（自動操舵装置、レーダー等） イ 燃料油消費節減機器等の導入（推進機関、定速装置等） (2) 青年漁業者等養成確保資金 ①貸付金額 6,000千円 ②貸付内容例 沿岸漁業の開始に必要な費用（漁船、漁具購入費等）					
	2 指導事務費			176千円（◎176千円）		
実施内容	沿岸漁業改善資金特別会計繰出金					
	3 予備費			159,633千円（◎157,775千円、◎1,858千円）		
資金造成額 185,775千円（国2／3 県1／3）						

